

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|------------------------|---|-------------------------|-------------------------|---|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 四六一二 | 〃 | 〃 | 〃 | 四六一二 (二基) | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| (N ³ 六〇〇/日) | (N ³ 八〇〇/日) | 〃 | (N ³ 一〇〇〇/日) | (N ³ 一二〇〇/日) | 〃 | 〃 | (N ³ 一四〇〇/日) | (N ³ 一六〇〇/日) | (N ³ 一八〇〇/日) | (N ³ 二〇〇〇/日) | (N ³ 二二〇〇/日) | (N ³ 二四〇〇/日) | (N ³ 二六〇〇/日) | (N ³ 二八〇〇/日) | (N ³ 三〇〇〇/日) | (N ³ 三二〇〇/日) | (N ³ 三四〇〇/日) | (N ³ 三六〇〇/日) |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 平成二七 八二七 | 〃 | 〃 | 〃 | 平成二七 一三七 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 平成二七 八二七 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | |
|---|------------------------|------------------------|
| 備考 「四六一」及び「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設をいう。 | 〃 | 〃 |
| | (N ³ 五〇〇/日) | (N ³ 五〇〇/日) |
| | 〃 | 〃 |
| | 〃 | 〃 |
| | 〃 | 〃 |
| | 〃 | 〃 |
| | 〃 | 〃 |
| | 〃 | 〃 |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 凝集沈殿槽 | 沈殿池 | 凝集沈殿槽 | 中和槽 | 排水処理施設 | 〃 | 中和槽 | 種別 | 項目 | | 汚水等の汚染状態の値 | 汚水等の一日当たりの量 (m ³) |
|---------|---------|----------|---------|---------|-------|------|----|-----------------|----------------|------------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 処理後 | 処理前 | | |
| 八・四 | 八 | 八・四 | 八 | 八 | 八 | 八 | 種別 | 通 | 水素イオン濃度 (水素指数) | 〃 | 二、六九〇・三 |
| 九 | 七 | 二 | 九 | 一〇 | 八 | 一 | 最大 | 〃 | 〃 | 〃 | 一、六四三・六 |
| 〃 | 七 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 通 | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 〃 | 〃 | 二、八四八・一 |
| 二〇 | 〃 | 二 | 〃 | 二 | 二 | 三 | 最大 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一六 | 〃 | 一八 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 通 | 浮遊物質 (mg/l) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 二五 | 〃 | 一、〇〇〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 最大 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 六〇〇〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 通 | 窒素 (mg/l) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 五六 | 〃 | 八〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 最大 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 七 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 通 | 燐 (mg/l) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〇・四 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 最大 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一 | 〃 | 一・一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 通 | 臭気 (mg/l) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 五〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 最大 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 通 | ふっ素 (mg/l) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 最大 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 二、六九〇・三 | 二、八四八・一 | 一、六七三・一七 | 六、四二〇・三 | 七、二五八・四 | 二、二〇五 | 一、一五 | 通 | 〃 | 〃 | 〃 | 二、二六・一 |
| 一、六四三・六 | 〃 | 五七三・六 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 最大 | 〃 | 〃 | 〃 | 二、二六・一 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 凝集沈殿槽 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

| No. 3 排水口 | No. 2 排水口 | 排水 | | 水の汚染 | | 状態の値 | | 排水の一日当たりの量 (m ³) |
|--------------|--------------|----------------|-----------------|--------------|-----------|-----------|------------|------------------------------|
| | | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 浮遊物質量 (mg/l) | 窒素 (mg/l) | りん (mg/l) | ふっ素 (mg/l) | |
| 八・四 | 七・五 | 通常最大 | 通常最大 | 通常最大 | 通常最大 | 通常最大 | 通常最大 | 一四、四〇〇 |
| 〃 | 九・六 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |
| 七 | 六 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |
| 二〇 | 一五 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |
| 一六 | 一五 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |
| 二五 | 二〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |
| 三〇 | 四 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |
| 五六 | 一三 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |
| 〇・三 | 〇・二 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |
| 一 | 〇・三 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |
| 一四 | 〇・五 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |
| 一四、四五六・一 | 一〇、三〇〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |
| 一六、四一三・六 | 一四、四〇〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四、四〇〇 |

山口県告示第二百四十八号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成二十七年七月十日におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成二十七年七月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 研修の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日 平成二七、九、一三(日曜日)
開催場所 下関市古屋町一丁目一八番二号
下関市リサイクルプラザ

三 研修の受講料

五千円



(二〇三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十七年八月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及

び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人らいと
代表者の氏名 梶山 滋
主たる事務所の所在地 下関市秋根南町一丁目一番五号

(二〇四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年二月二十四日山口県公告(五五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十七年七月十日から同年八月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ下松美里店
所在地 下松市美里町三丁目二二四一の一

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

(二〇五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年二月二十四日山口県公告(五六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年七月十日から同年八月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ドラッグコスモス厚南北店
所在地 宇部市厚南北一丁目一四六三の三

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(二〇六) 山口県労働委員会の使用者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十五期使用者委員(補欠委員一人)の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成二十七年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 推薦者の資格

使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

二 被推薦者の資格

使用者委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、使用者委員とすることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

四 推薦期間

平成二十七年七月十五日(水曜日)から同年八月十四日(金曜日)まで

五 その他

不明の点があるときは、山口県商工労働部労働政策課(電話〇八三一九三三―三三三三)に照会すること。

別記様式

推薦書

年月日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所
の所在地

名 称
代表者氏名

(印)

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の使用者委員（補欠委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

| | | |
|---------------------|-----|-----|
| 氏名 | 年月日 | 年月日 |
| 生 年 月 日 | | |
| 所属団体の主たる事務所の所在地及び名称 | | |
| 所属団体における地位 | | |
| 所属団体の構成員数 | | |
| 加盟上部団体の名称 | | |

添付書類
候補者の学歴、職歴及び政党関係を詳細に記入した履歴書
注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(ニ〇七) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成二十七年七月十日

山口県知事 村岡 副政

| 種畜証明番号 | 名 | 前 | 品 種 | 生年月日 | 産 地 | 検査成績 | 飼養者の住所及び氏名又は名称 |
|--------|---------|---|-----|--------------|--------|------|--|
| 三三〇〇四〇 | A B 五三四 | | その他 | 平成二二、 五二七 | 宮城 豊級外 | 〃 | 岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口AIセン ター |
| 三三〇〇四一 | A B 一〇三 | | 〃 | 平成二五、 二〇 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇四二 | A B 一〇五 | | 〃 | 五 一三 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇四三 | A B 一〇六 | | 〃 | 〃 一四 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇四四 | A B 一〇七 | | 〃 | 〃 一六 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇四五 | A B 一〇八 | | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇四六 | A B 一〇九 | | 〃 | 六 一三 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇四七 | A B 一〇九 | | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇四八 | A B 一一〇 | | 〃 | 〃 一七 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇四九 | A B 一一一 | | 〃 | 〃 一一 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇五〇 | A B 一一一 | | 〃 | 〃 八 四 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇五一 | C 一〇〇 | | 〃 | 〃 五 二 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇五二 | C 一〇〇 | | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇五三 | C 一〇〇 | | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇五四 | C 一〇一 | | 〃 | 六 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇五五 | C 一〇一 | | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三〇〇五六 | C 一〇一 | | 〃 | 七 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | |
|--------|--------|------|
| 高校卒業 | 短大卒業 | 試験区分 |
| | 山口市 | 試験地 |
| 下関市 | 山口県立大学 | 会 場 |
| 下関市立大学 | | |

3 場所

2 日時
平成二十七年九月二十七日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後三時三十分(高校卒業程度試験のうち、事務、警察事務及び小・中学校事務の試験職種にあつては、正午)まで

| 程卒高度業校 | | 程卒短大 | | 区分 |
|-------------------------------------|-------|------------------------------------|-------|-------|
| 試験種 | 試験教 | 試験種 | 試験教 | 種目 |
| 試験門 | 試験養 | 試験門 | 試験養 | 試験職種 |
| 土木 | 全試験職種 | 全試験職種 | 全試験職種 | 試験職種 |
| 試験職種に依じた必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験 | | 公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験 | | 試験の内容 |
| 二時間 | 二時間 | 二時間 | 二時間 | 試験時間 |

1 方法、内容等
短大卒業程度試験にあつては短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を、高校卒業程度試験にあつては高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次の表のとおり行います。

三
試験の方法、内容、日時、場所等
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 配点

(一) 第一次試験
短大卒業程度 五〇点
専門試験 五〇点
高校卒業程度 五〇点
教養試験 五〇点
専門試験 五〇点
第二次試験

(二) 第二次試験
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所
(1) 論文試験又は作文試験及び適性検査
日 時 平成二十七年十月十七日(土曜日)
場 所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
山口県総合交通センター

(2) 口述試験
日 時 平成二十七年十月十九日(月曜日)から同月二十九日(木曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日
場 所 山口市滝町一番一号
山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

| 程度 | |
|-----|-----------|
| 山口市 | 山口県立大学 |
| 周南市 | 山口県周南総合庁舎 |

論文試験及び作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

- (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十七年十月十六日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十七年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

- (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

- (二) 採用は、原則として平成二十八年四月一日に行われます。

- (三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、短大卒業程度試験の合格者にあつては月額十六万三千九百円、高校卒業程度試験の合格者にあつては月額十四万九千五百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件にに応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十七年七月十日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一

番一号(郵便番号七五三―八五〇一)に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十七年七月十日(金曜日)から同年八月二十八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十七年八月二十八日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十七年七月十日(金曜日)午前九時から同年八月二十一日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

| 試験区分 | 試験職種 | | 出題分野 |
|--------|--|--|---------------|
| | 司書 | 小・中学校 校栄養士 | |
| 短大卒業程度 | 生涯学習概論(図書館概論(図書館制度を含む)) サービス論 情報サービス論 図書館情報資源論 情報資源組織論 児童 | 社会生活と健康 人体の構造と機能 食品と衛生 栄養と健康 栄養の指導 | 図書館経営論 図書館 |
| 高校卒業程度 | 数学 物理 社会基盤工学 土木施工 | 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 | |

公 告

平成二十七年山口県臨床検査技師採用試験の実施
 平成二十七年山口県臨床検査技師採用試験を次のとおり実施します。
 平成二十七年七月十日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
 試験は、次の表のとおり行います。

| 試験区分 | 試験職種 | 採用予定人員 | 職務の概要 |
|--------|--------|--------|----------------------------|
| 臨床検査技師 | 臨床検査技師 | 一人程度 | 知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務 |

二 受験資格

(一) 昭和六十一年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成二十八年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第六十二回臨床検査技師国家試験(平成二十八年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法、内容等
 筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、出題分野は、公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む)、臨床化学(生化学を含む)、血液学、免疫・血清学及び微生物学(医動物学を含む)とします。

2 日時

平成二十七年九月二十七日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成二十七年十月十七日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十七年十月十九日(月曜日)から同月二十九日(木曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

- (一) 第一次試験
 - 教養試験 四〇点
 - 専門試験 六〇点
 - (二) 第二次試験
 - 論文試験 六〇点
 - 口述試験等 一四〇点
- 五 合格者の決定方法
- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。
 - (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者
 - 平成二十七年十月六日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
- (二) 最終合格者
 - 平成二十七年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。
- (三) 試験の得点等の開示
 - 試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

- (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。
- (二) 採用は、原則として平成二十八年四月一日以降に行われます。
- (三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十七万二

千三百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に依りて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

- (一) 受験申込書の請求
 - 平成二十七年七月十日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。
 - なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。
- (二) 受験の申込み
 - 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。
 - なお、郵送の場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。
- (三) 受付の期間及び時間
 - 平成二十七年七月十日(金曜日)から同年八月二十八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
 - なお、郵送の場合は、平成二十七年八月二十八日までの消印のあるものに限ります。
- (四) インターネットを利用する方法による受験の申込み
 - 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
 - 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 - 平成二十七年七月十日(金曜日)午前九時から同年八月二十一日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

公 告

平成二十七年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施

平成二十七年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

平成二十七年七月十日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

| 区分 | 採用予定人員 |
|------|--------|
| 一般 | 三十人程度 |
| 武道指導 | 二人程度 |

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

| 区分 | 受 験 資 格 |
|------|---|
| 一般 | 昭和五十七年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者 昭和五十七年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限り、 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道団体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの |
| 武道指導 | 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道団体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの |

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十七年九月二十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口県立大学

岩 国 市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。

(3) 実技試験(武道指導のみ)

武道指導として必要な武道(柔道又は剣道)の技術及び技能を有するかどうかについて実技試験を行います。

(4) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。
 体重 四七キログラム以上であること。
 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

(5) 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
 聴力 正常であること。
 その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。
 体力検査 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に四五回以上
- 握力 左右の平均が四一キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に二一回以上
- シャトルラン 四三回以上
- 関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十七年十月二十四日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十七年十月二十五日(日曜日)

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験及び実技試験

日時 平成二十七年十月二十六日(月曜日) から同年十一月二十日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

実技試験 六〇点
 体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第二次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十七年十月二日(金曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十七年十二月上旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十八年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万七千円が支給されるほか、扶養手当、住居手

当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されま
す。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十七年七月十日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一
番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場
合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分
の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル
以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を
明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(A)受験申込書在中」と
朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十七年七月十日(金曜日)から同年八月二十八日(金曜日)まで(日曜日
及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規
定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十七年八月二十八日までの消印のあるものに限りま
す。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十七年七月十日(金曜日)午前九時から同年八月二十一日(金曜日)午
後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四
七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合
わせてください。

公 告

平成二十七年年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施

平成二十七年年度山口県警察官(男性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十七年七月十日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

| 都府県名 | 採用予定人員 |
|-------------------|----------|
| 山口県 | 五十人程度 |
| 東京都 大阪府 兵庫県 | それぞれ二人程度 |

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交
通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

| 都府県名 | 受 験 資 格 |
|------|---|
| 山口県 | 昭和五十七年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 東京都 | 昭和六十年九月二十二日から平成十年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 大阪府 | 昭和五十七年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 兵庫県 | 昭和五十五年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法

律第四百十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準
禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
なくなるまでの者

4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過
しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ
の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十七年九月二十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知され
ます。

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行
います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細につい
ては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である
こと。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

体力検査 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

握力 左右の平均が四一キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日時 平成二十七年十月三十一日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十七年十一月一日(日曜日) から同月三日(火曜日) までの
間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成二十七年十一月二日(月曜日) から同月二十日(金曜日) まで
の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点
 (一) 第二次試験

作文試験 四〇点
 口述試験等 一四〇点
 体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十七年十月二日(金曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十七年十一月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十七年十二月上旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。
 おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十八年二月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十八年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十七万四千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十七年七月十日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番二番一)郵便番号七五三―八五〇―)に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。
 (二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(B)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。
 志望できる都府県は、山口県、東京都、大阪府及び兵庫県等の四都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十七年七月十日(金曜日)から同年八月二十八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十七年八月二十八日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十七年七月十日(金曜日)午前九時から同年八月二十一日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇二一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十七年年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施

平成二十七年年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

平成二十七年七月十日

山口県人事委員会

一 採用予定人員
五人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十七年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十七年九月二十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口県立大学

岩 国 市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五〇センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色 覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

(4) その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

体力検査
職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上
- 握力 左右の平均が二四キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に一五回以上
- シャトルラン 二五回以上
- 関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十七年十月二十四日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十七年十月二十五日(日曜日)

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成二十七年十月二十六日(月曜日)から同年十一月二十日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十七年十月二日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十七年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十八年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万七千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十七年七月十日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号)郵便番号七五三―八五〇―(一)に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分

の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十七年七月十日(金曜日)から同年八月二十八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十七年八月二十八日までの消印のあるものに限りません。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十七年七月十日(金曜日)午前九時から同年八月二十一日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇二一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十七年七月十日

平成二十七年七月十日 山口県人事委員会

採用予定人員

十人程度

職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十七年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた女性が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び技能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十七年九月二十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

- (1) 作文試験
表現力、構成力等について試験を行います。
- (2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
- (3) 身体検査
山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五〇センチメートル以上であること。
体重 四三キログラム以上であること。
視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

- 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
- 聴力 正常であること。
- その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上
握力 左右の平均が二四キログラム以上
上体起こし 三〇秒間に一五回以上
シャトルラン 二五回以上
関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

- (1) 適性検査及び作文試験
日時 平成二十七年十月三十一日(土曜日)
場所 山口県総合交通センター
体力検査
日時 平成二十七年十一月一日(日曜日) から同月三日(火曜日) までの間
山口県人事委員会が指定する日
場所 山口県警察学校
- (3) 口述試験
日時 平成二十七年十一月二日(月曜日) から同月二十日(金曜日) まで

の間で山口県人事委員会が指定する日
場所 山口県警察学校
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

- (一) 第一次試験
教養試験 五〇点
 - (二) 第二次試験
作文試験 四〇点
口述試験等 一四〇点
体力検査 六〇点
- 六 合格者の決定方法
(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。
(二) 最終合格者は、第二次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者
平成二十七年十月二日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
- (二) 最終合格者
平成二十七年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。
- (三) 試験の得点等の開示
試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委

八 員会に申し出て下さい。

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十八年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十七万四千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十七年七月十日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-一八五〇一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封して下さい。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出して下さい。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(B)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付して下さい。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十七年七月十日(金曜日)から同年八月二十八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十七年八月二十八日までの消印のあるものに限りません。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十七年七月十日(金曜日)午前九時から同年八月二十一日(金曜日)午

後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-一九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-一九三三-〇一一〇)に問い合わせてください。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第七号中「原動機付自転車」の下に「法第七十七条第一項第四号の規定による許可を受けて行う移動に用いる用具等の実験のために使用されるものを除く。」を加える。

第十七条第九号中「を移動させることをその内容に含む」を「、移動に用いる用具等の」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



平成二十六年山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第二十二条第三項の規定により、平成二十六年山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成二十七年十月十日

山口県中央社会福祉協議会 山口田豊一

損益計算書の要旨

(単位：千円)

| 区分 | 短期 | 長期 | 預託金管理 | 業務 | 保健 | 宿泊 | 貯金 | 貸付 | 収 | | 入 | | 支 | | |
|-------------|------------|------------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | 金 | 金 | 金 | 金 | 金 | 金 | 金 |
| 負担金 | 5,191,217 | 15,222,974 | | 171,530 | 219,538 | | | | | | | | | | |
| 掛金・任意継続掛金 | 5,280,072 | 8,297,072 | | | 214,082 | | | | | | | | | | |
| 施設収入・商品売上 | | | | | | 208,264 | | | | | | | | | |
| 連合会交付金 | | | | 58,172 | | | | | | | | | | | |
| 利息及び配当金 | 4,161 | | 68,749 | 232 | 2,613 | 23 | 443,776 | | | | | | | | |
| その他収入 | 498,764 | | | 1,259 | 7,282 | 7,187 | 20,697 | | | | | | | | |
| 他経理から繰入金 | | | | 31,748 | | 217,592 | | | | | | | | | |
| 前年度繰越支払準備金 | 747,148 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 11,721,362 | 23,520,046 | 68,749 | 262,941 | 443,515 | 433,066 | 464,473 | 77,859 | | | | | | | |
| 給付・一部負担金払戻金 | 4,978,697 | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員報酬・職員給与 | | | | 135,712 | 31,990 | 68,166 | 39,643 | 8,439 | | | | | | | |
| 旅費・事務費 | | | | 17,297 | 2,554 | 1,334 | 2,694 | 834 | | | | | | | |
| 商品仕入 | | | | | | 1,013 | | | | | | | | | |
| 飲食材料費 | | | | | | 64,439 | | | | | | | | | |
| 委託費・委託管理費 | | | | 6,418 | 3,338 | 18,461 | 3,515 | 339 | | | | | | | |
| 支払利息 | | | 68,749 | | | | 257,087 | 66,286 | | | | | | | |

